

手数料料金表 目次

資料名	頁
診療報酬等病院で徴収する費用一覧	1
計量法に基づく事務に係る手数料	2
確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料	3
許可及び認定並びに道路の位置の指定等の申請に係る手数料	4
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	5
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	9
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料	14
都市計画法に基づく事務に係る手数料	16
租税特別措置法に基づく事務に係る手数料	17
宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料（宅地造成工事許可申請）	18
給水装置工事に係る設計審査手数料	19

診療報酬等病院で徴収する費用一覧

名称	要件		小田原市立病院		
			単価	備考	
診断書	手数料	診断書発行の求めに応じて対応	1件	1,620円	内税
死亡診断書(死体検案書)	手数料	当院で死亡された方及び、死亡状態で搬送された場合に対応	1件	3,240円	内税
特殊診断書	手数料	特殊診断書発行の求めに応じて対応	1件	4,320円	内税
証明書	手数料	証明書発行の求めに応じて対応	1件	640円	内税
特殊証明書	手数料	特殊証明書発行の求めに応じて対応	1件	2,160円	内税
死体処置料	手数料	当院で死亡された方及び、死亡状態で搬送された場合に対応	1件	3,240円	内税
特別入院室料(加算額)【特別室A】【市内居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	12,960円	内税
特別入院室料(加算額)【特別室B】【市内居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	9,070円	内税
特別入院室料(加算額)【一人室】【市内居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	3,880円	内税
特別入院室料(加算額)【二人室】【市内居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	1,940円	内税
特別入院室料(加算額)【特別室A】【市外居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	19,440円	内税
特別入院室料(加算額)【特別室B】【市外居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	13,600円	内税
特別入院室料(加算額)【一人室】【市外居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	5,830円	内税
特別入院室料(加算額)【二人室】【市外居住者】	選定療養	特別室を利用した場合の、入院室料の加算部分を徴収	1日	2,910円	内税
非紹介患者初診料	選定療養	紹介状を持参されずに当院を受診した場合に徴収	1回	1,720円	内税
妊婦健康診察料	設備費用等	妊婦健康診査を実施した場合に徴収	1件	3,000円	非課税
助産料【市内居住者】	設備費用等	出産時に徴収	1件	66,000円	非課税
助産料【市外居住者】	設備費用等	出産時に徴収	1件	110,000円	非課税
産科医療補償制度負担金	負担金	出産時に制度を利用するための負担金として徴収	1件	16,000円	非課税
新生児保育料	負担金	新生児を保育する場合に徴収	1日	6,000円	非課税
育児相談料	負担金	育児相談を実施した場合に徴収	1件	3,240円	内税
一般診療を自費で実施した場合	負担金	診療報酬の算定方法に基づき1点単価を設定・算定し徴収		16.2円	内税

計量法に基づく事務に係る手数料

(1) 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査

ア 非自動はかり (1個につき)

(ア)	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が100kg以下のもの	1,400円
(イ)	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	1,800円
(ウ)	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	2,200円
(エ)	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が500kgを超え1t以下のもの	3,100円
(オ)	棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円
(カ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が100kg以下のもの	500円
(キ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	900円
(ク)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,500円
(ケ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が500kgを超え1t以下のもの	2,100円
(コ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が1tを超え2t以下のもの	3,700円
(サ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が2tを超え5t以下のもの	6,900円
(シ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が5tを超え10t以下のもの	10,700円
(ス)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が10tを超え20t以下のもの	15,000円
(セ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が20tを超え30t以下のもの	19,100円
(ソ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が30tを超え40t以下のもの	21,600円
(タ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が40tを超え50t以下のもの	29,800円
(チ)	(ア) から (オ) までに掲げるもの以外のものとして、ひょう量が50tを超えるもの	51,200円

イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり (1個につき) 10円

ウ 皮革面積計 (1個につき) 2,500円

確認、完了検査及び中間検査の申請に係る手数料

(単位：円)

	区 分	確認申請			→ 中間検査	完了検査	計画変更確認		
		構造計算 適合性判 定が不要 な場合 ①	非認定 プログラム (加算額②) 合計①+②	大臣認定 プログラム (加算額③) 合計①+③					
建 築 物	30㎡以内	10,000	(159,000) 169,000	(110,000) 120,000	→ 15,000	16,000 15,000	①は、変更に係る部分の面積の2分の1 構造計算適合性判定を要する場合、②又は③の額を加算(増築部分はそのままの面積)		
	30㎡超 ～100㎡以内	18,000	(159,000) 177,000	(110,000) 128,000	→ 18,000	19,000 18,000			
	100㎡超 ～200㎡以内	28,000	(159,000) 187,000	(110,000) 138,000	→ 23,000	25,000 24,000			
	200㎡超 ～500㎡以内	36,000	(159,000) 195,000	(110,000) 146,000	→ 32,000	34,000 31,000			
	500㎡超 ～1,000㎡以内	66,000	(159,000) 225,000	(110,000) 176,000	→ 52,000	58,000 55,000			
	1,000㎡超 ～2,000㎡以内	93,000	(212,000) 305,000	(137,000) 230,000	→ 70,000	78,000 75,000			
	2,000㎡超 ～5,000㎡以内	160,000	(243,000) 403,000	(150,000) 310,000	→ 100,000	120,000 110,000			
	5,000㎡超 ～10,000㎡以内	280,000	(243,000) 523,000	(150,000) 430,000	→ 160,000	190,000 180,000			
	10,000㎡超 ～30,000㎡以内	370,000	(321,000) 691,000	(190,000) 560,000	→ 210,000	240,000 230,000			
	30,000㎡超 ～50,000㎡以内	460,000	(321,000) 781,000	(190,000) 650,000	→ 260,000	300,000 290,000			
	50,000㎡超	900,000	(590,000) 1,490,000	(322,000) 1,222,000	→ 530,000	610,000 600,000			
	設 備	電動DW	8,000					13,000	5,000
		上記以外	17,000					21,000	10,000
工 作 物		15,000				15,000	9,000		

※完了検査下段は中間検査を実施した場合の減額完了検査申請手数料

許可及び認定並びに道路の位置の指定等の申請に係る手数料

(単位：円)

手 数 料 名		手 数 料 額
仮 使 用 承 認		120,000
許 可	仮設建築物建築許可 (法85条)	120,000
	接道の特例許可 (法43条)	33,000
	用途地域における建築許可 (法48条)	180,000
認 定	一団地認定による特例認定 ・ 建築物が2の場合 ・ 建築物が3以上の場合	78,000 78,000 + 28,000 × (2を超える建築物数)
	連担建築物設計制度による特例認定 ・ 建築物が1の場合 ・ 建築物が1を超える場合	78,000 78,000 + 28,000 × (1を超える建築物数)
	既存建築物の移転の認定	27,000
	道路位置の指定・変更 (法42条1項5号)	50,000
指 定	道路位置指定の廃止 (")	30,000

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（新築の場合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請（新築に係るもの）をする場合は、1戸当たり、次のとおり申請手数料がかかる。

$$\text{1戸当たりの申請手数料} = \text{表1の区分に応じた1棟当たりの金額} \div \text{認定申請戸数} \\ \text{(10円未満切捨て)}$$

表1

区 分		あらかじめ登録住宅性能評価機関※1による技術的審査の適合証を受ける場合		建築主が本市に直接申請する場合		あらかじめ住宅性能評価※2を受けた場合	
		1棟当たりの金額	1戸当たりの申請手数料	1棟当たりの金額	1戸当たりの申請手数料	1棟当たりの金額	1戸当たりの申請手数料
1戸建ての住宅		6,000円	6,000円	45,000円	45,000円	15,000円	
共同住宅	2戸～5戸	12,000円	左欄の金額を認定申請戸数で除した金額 (10円未満切捨て)	110,000円	左欄の金額を認定申請戸数で除した金額 (10円未満切捨て)	57,000円	左欄の金額を認定申請戸数で除した金額 (10円未満切捨て)
	6戸～10戸	21,000円		170,000円		92,000円	
	11戸～30戸	31,000円		340,000円		170,000円	
	31戸～50戸	58,000円		600,000円		300,000円	
	51戸～100戸	99,000円		1,000,000円		450,000円	
	101戸～200戸	160,000円		1,900,000円		830,000円	
	201戸～300戸	200,000円		2,700,000円		1,100,000円	
	301戸～	210,000円		3,400,000円		1,400,000円	

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関をいう。

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価をいう。

2 認定申請手数料（新築で、認定申請と併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請（新築に係るもの）と併せて、同法第6条第2項の規定による建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合は、1戸当たり、次のとおり申請手数料がかかる。

$$\text{1戸当たりの申請手数料} \\ = \text{表1による1戸当たりの申請手数料} + (\text{表2の区分に応じた1棟当たりの金額} \div \text{申出戸数}) \\ \text{(10円未満切捨て)}$$

表2

申請区分	構造計算適合性判定 の必要のないもの	構造計算適合性判定の必要なもの		1戸当たりの 申請手数料
		認定プログラム によるもの	認定プログラム 以外によるもの	
床面積の合計	1棟当たりの金額			申請区分に応じた左欄の金額を申出戸数で除した金額 (10円未満切捨て)
30㎡以内のもの	10,000円	125,350円	176,800円	
30㎡を超え 100㎡以内のもの	18,000円	133,350円	184,800円	
100㎡を超え 200㎡以内のもの	28,000円	143,350円	194,800円	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	36,000円	151,350円	202,800円	
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	66,000円	181,350円	232,800円	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	93,000円	236,700円	315,450円	
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	160,000円	317,350円	415,000円	
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	280,000円	437,350円	535,000円	
10,000㎡を超え 30,000㎡以内のもの	370,000円	569,350円	706,900円	
30,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	460,000円	659,350円	796,900円	
50,000㎡を超えるもの	900,000円	1,237,950円	1,519,350円	

※ 本表は、申請に係る建築物が新築1棟の場合の手数料です。計画変更の場合は手数料が異なる。

※ 構造計算適合性判定が必要な建築物について、エキスパンションジョイントなどを設ける場合、構造計算適合性判定に係る対象床面積が本表と異なる場合がある。

※ 申請に係る建築物が建築基準法第87条の2に規定する昇降機を有する場合は、昇降機分の手数料が別途必要となる。(小荷物専用昇降機：8,000円、エレベータ・エスカレータ等：17,000円)

3 変更認定申請手数料（新築の場合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定申請（新築に係るもの）をする場合は、1戸当たり、次のとおり申請手数料がかかる。

$$1戸当たりの申請手数料 = \text{表3の区分に応じた1棟当たりの金額} \div \text{既に認定を受けた戸数} \\ \text{(10円未満切捨て)}$$

表3

区 分	あらかじめ登録住宅性能 評価機関による技術的 審査の適合証を受ける場合		建築主が本市に 直接申請する場合		あらかじめ住宅性能 評価を受けた場合	
	1棟当たり の金額	1戸当たり の申請手数料	1棟当たり の金額	1戸当たり の申請手数料	1棟当たり の金額	1戸当たり の申請手数料
1戸建ての住宅	3,000円	3,000円	22,500円	22,500円	7,500円	7,500円
共同 住宅	2戸～5戸	6,000円	55,000円	左欄の金額を 認定申請戸数 で除した金額 (10円未満切 捨て)	57,000円	左欄の金額を 認定申請戸数 で除した金額 (10円未満切 捨て)
	6戸～10戸	10,500円	85,000円		92,000円	
	11戸～30戸	15,500円	170,000円		170,000円	
	31戸～50戸	29,000円	300,000円		300,000円	
	51戸～100戸	49,500円	500,000円		450,000円	
	101戸～200戸	80,000円	950,000円		830,000円	
	201戸～300戸	100,000円	1,350,000円		1,100,000円	
301戸～	105,000円	1,700,000円	1,400,000円			

4 変更認定申請手数料（新築で、認定申請と併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定申請（新築の場合）と併せて、同法第6条第2項の規定による建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合は、1戸当たり、次のとおり申請手数料がかかる。

<p>1戸当たりの申請手数料 = 表3による1戸当たりの申請手数料 + (表2の区分に応じた1棟当たりの金額 ÷ 申出戸数) (10円未満切捨て)</p>

※ 表2は申請に係る建築物が新築1棟の場合の手数料です。計画変更の場合は、変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分については増加する部分の床面積）に応じた額となる。

5 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（増築又は改築の場合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請（増築又は改築に係るもの）をする場合は、1戸当たり、次のとおり申請手数料がかかる。

<p>1戸当たりの申請手数料 = 表4の区分に応じた1棟当たりの金額 ÷ 認定申請戸数 (10円未満切捨て)</p>

表4

区 分		あらかじめ登録住宅性能 評価機関による技術的 審査の適合証を受ける場合		建築主が本市に 直接申請する場合	
		1棟当 たりの 金額	1戸当 たりの 申請 手数料	1棟当 たりの 金額	1戸当 たりの 申請 手数料
1戸建ての住宅		9,100円	9,100円	68,000円	68,000円
共 同 住 宅	2戸～5戸	18,000円	左欄の金額を 認定申請戸数 で除した金額 (10円未満切 捨て)	160,000円	左欄の金額を 認定申請戸数 で除した金額 (10円未満切 捨て)
	6戸～10戸	32,000円		260,000円	
	11戸～30戸	46,000円		510,000円	
	31戸～50戸	87,000円		910,000円	
	51戸～100戸	150,000円		1,600,000円	
	101戸～200戸	250,000円		2,900,000円	
	201戸～300戸	300,000円		4,100,000円	
301戸～	320,000円	5,000,000円			

6 変更認定申請手数料（増築又は改築の場合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定申請（増築又は改築に係るもの）をする場合は、1戸当たり、次のとおり申請手数料がかかる。

$$1戸当たりの申請手数料 = 表4の区分に応じた1棟当たりの金額 \times 1/2 \div 認定申請戸数 (10円未満切捨て)$$

7 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

譲受人が決定した場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による第8条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料は、次のとおり。

$$譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料 = 1件につき 2,100円$$

8 認定の地位の承継に係る承認申請手数料

認定を受けた者が他の者にその地位を承継する場合における譲受人が決定した場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく承認申請手数料は、次のとおり。

$$認定の地位の承継に係る承認申請手数料 = 1件につき 1,700円$$

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

【用語の定義】

- 一戸建ての住宅：人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの
- 共同住宅等：共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
- 住宅部分：人の居住の用に供する部分
- 共用部分：共同住宅の住宅部分以外の部分
- 非住宅部分：住宅部分及び共用部分以外の部分

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

ア 一戸建ての住宅の認定

- (ア) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合 34,000円
- (イ) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合 4,900円

イ 共同住宅等のうち住宅部分のみの認定

共同住宅等について同時に申請する住戸の数の区分に応じ、次に定める額

同時に申請する住戸の数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	34,000円	4,900円
2戸～5戸	69,000円	9,600円
6戸～10戸	97,000円	16,000円
11戸～25戸	140,000円	27,000円
26戸～50戸	200,000円	45,000円
51戸～100戸	280,000円	81,000円
101戸～200戸	380,000円	130,000円
201戸～300戸	500,000円	160,000円
301戸～	590,000円	170,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の認定

建築物の部分の区分に応じ、次の（ア）から（ウ）に定める額を合算した額

（ア）住宅部分

共同住宅等の住戸の総戸数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	34,000円	4,900円
2戸～5戸	69,000円	9,600円
6戸～10戸	97,000円	16,000円
11戸～25戸	140,000円	27,000円
26戸～50戸	200,000円	45,000円
51戸～100戸	280,000円	81,000円
101戸～200戸	380,000円	130,000円
201戸～300戸	500,000円	160,000円
301戸～	590,000円	170,000円

（イ）共用部分

共用部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300㎡以内	110,000円	9,600円
300㎡超 2,000㎡以内	180,000円	27,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内	280,000円	81,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	360,000円	130,000円
10,000㎡超 25,000㎡以内	430,000円	160,000円
25,000㎡超	500,000円	200,000円

（ウ）住宅部分

非住宅部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300㎡以内	240,000円	9,600円
300㎡超 2,000㎡以内	380,000円	27,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内	550,000円	81,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	670,000円	130,000円
10,000㎡超 25,000㎡以内	790,000円	160,000円
25,000㎡超	900,000円	200,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

ア 一戸建ての住宅の変更認定

(ア) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合 17,000円

(イ) 登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合 2,450円

イ 共同住宅等のうち既に認定を受けた住宅部分の変更認定

共同住宅等について同時に変更申請する住戸の数の区分に応じ、次に定める額

同時に変更申請する住戸の数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	17,000円	2,450円
2戸～5戸	34,500円	4,800円
6戸～10戸	48,500円	8,000円
11戸～25戸	70,000円	13,500円
26戸～50戸	100,000円	22,500円
51戸～100戸	140,000円	40,500円
101戸～200戸	190,000円	65,000円
201戸～300戸	250,000円	80,000円
301戸～	295,000円	85,000円

ウ 既に認定を受けた一戸建ての住宅以外の建築物の変更認定

変更の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額(変更しない部分も含む。)

(ア)(イ)以外の変更

a 建築物の部分の区分に応じ、次の(a)から(c)に定める額を合算した額

(a) 既に認定を受けた住宅部分

共同住宅等の住戸の総戸数	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
1戸	17,000円	2,450円
2戸～5戸	34,500円	4,800円
6戸～10戸	48,500円	8,000円
11戸～25戸	70,000円	13,500円
26戸～50戸	100,000円	22,500円
51戸～100戸	140,000円	40,500円
101戸～200戸	190,000円	65,000円
201戸～300戸	250,000円	80,000円
301戸～	295,000円	85,000円

(b) 既に認定を受けた共用部分

共用部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300㎡以内	55,000円	4,800円
300㎡超 2,000㎡以内	90,000円	13,500円
2,000㎡超 5,000㎡以内	140,000円	40,500円
5,000㎡超 10,000㎡以内	180,000円	65,000円
10,000㎡超 25,000㎡以内	215,000円	80,000円
25,000㎡超	250,000円	100,000円

(c) 既に認定を受けた非住宅部分

非住宅部分の床面積の合計	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けない場合	登録建築物調査機関等による技術的審査を事前に受けた場合
300㎡以内	120,000円	4,800円
300㎡超 2,000㎡以内	190,000円	13,500円
2,000㎡超 5,000㎡以内	275,000円	40,500円
5,000㎡超 10,000㎡以内	335,000円	65,000円
10,000㎡超 25,000㎡以内	395,000円	80,000円
25,000㎡超	450,000円	100,000円

(イ) 新たに住宅部分、共用部分又は非住宅部分を追加する変更

(1) ウの例により算定した額（この場合においては、(1)ウ(ア)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、(1)ウ(イ)又は(ウ)中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替える。）

(3) 建築確認申請を伴う低炭素建築物新築等計画の認定又はその変更認定申請手数料

(1) 又は(2)の額に、次に定める建築確認申請手数料を加算した額

建築物の床面積	建築確認申請手数料		
	①構造計算適合性 判定が不要な場合	構造計算適合性判定が必要な場合	
		②非認定プログラム	③認定プログラム
30㎡以内	10,000円	166,800円	115,350円
30㎡超 100㎡以内	18,000円		
100㎡超 200㎡以内	28,000円		
200㎡超 500㎡以内	36,000円		
500㎡超 1,000㎡以内	66,000円		
1,000㎡超 2,000㎡以内	93,000円	222,450円	143,700円
2,000㎡超 5,000㎡以内	160,000円	255,000円	157,350円
5,000㎡超 10,000㎡以内	280,000円		
10,000㎡超 30,000㎡以内	370,000円	336,900円	199,350円
30,000㎡超 50,000㎡以内	460,000円		
50,000㎡超	900,000円		

※1 構造計算適合性判定が必要な場合の建築確認申請手数料は、上記表①の額に②又は③の額を加算（エキスパンションジョイント等を設ける場合、構造計算適合性判定に係る対象床面積が上記表と異なる場合がある。）

※2 昇降機が含まれる建築物の場合の建築確認申請手数料は、上記表から算定した額に昇降機1基につき17,000円（小荷物専用昇降機にあつては8,000円）を加算

※3 計画変更、移転、修繕、模様替え又は用途変更の場合の建築確認申請手数料は、当該計画変更等の部分の床面積の2分の1について、上記表の建築物の床面積に規定する①の額と同一の額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

(1) 申請単位について

申請単位は、「建築物全体」、「住戸又は非住宅部分のみ」又は「建築物全体と住戸の両方」のいずれか。

基準適合認定は、「建築物全体」のみ申請となる。

(2) 審査機関の事前審査を活用する場合

ア 住宅部分・戸建の申請手数料 4,700円

イ 住宅部分・共同住宅等

床面積の合計	申請手数料
300平方メートル未満	9,400円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	20,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	45,000円
5,000平方メートル以上	81,000円

ウ 非住宅部分

床面積の合計	申請手数料
300平方メートル未満	9,400円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	27,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	80,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	130,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	160,000円
25,000平方メートル以上	200,000円

(3) 審査機関の事前審査を活用しない場合

ア 住宅部分・戸建

床面積の合計	申請手数料 (性能基準)	申請手数料 (仕様基準)
200平方メートル未満	34,000円	17,000円
200平方メートル以上	38,000円	19,000円

イ 住宅部分・共同住宅等

床面積の合計	申請手数料 (性能基準)	申請手数料 (仕様基準)
300平方メートル未満	69,000円	33,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	120,000円	57,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	200,000円	100,000円
5,000平方メートル以上	280,000円	160,000円

ウ 非住宅部分

床面積の合計	主要室入力法 標準入力法	モデル建物法
300 平方メートル未満	230,000円	87,000円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	370,000円	150,000円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	530,000円	240,000円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	650,000円	310,000円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	770,000円	370,000円
25,000 平方メートル以上	870,000円	440,000円

※向上認定計画においては、仕様基準による計算はできない。

(4) 複合建築物の場合

住宅部分及び非住宅部分の部分について、それぞれ算出した額

(5) 変更認定の場合

上記(2)、(3)、(4)で算出した額の2分の1

都市計画法に基づく事務に係る手数料

(単位 円)

申請の内容		自己居住用	自己業務用	自己用以外
開発許可申請 (法第29条)	1,000㎡未満	8,600	13,000	86,000
	1,000㎡以上3,000㎡未満	22,000	30,000	130,000
	3,000㎡以上6,000㎡未満	43,000	65,000	190,000
	6,000㎡以上1ヘクタール未満	86,000	120,000	260,000
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000	200,000	390,000
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000	270,000	510,000
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000	340,000	660,000
	10ヘクタール以上	300,000	480,000	870,000
開発行為変更許可申請 (法第35条の2) 次に掲げるものを合算	上記面積、区分に応じた金額の1/10			
	新たに編入された区域の面積及び区分に応じた上記に掲げる金額			
	その他			10,000
市街化調整区域等における建築物の特例許可申請				46,000
予定建築物等以外の建築許可申請				26,000
建築許可申請 (法第43条)	1,000㎡未満			6,900
	1,000㎡以上3,000㎡未満			18,000
	3,000㎡以上6,000㎡未満			39,000
	6,000㎡以上1ヘクタール未満			69,000
	1ヘクタール以上			97,000
申請の内容		自己居住用	自己業務用	自己用以外
開発許可を受けた地位 の承継の承認申請 【45条特定承継のみ】	1ヘクタール未満	1,700	1,700	17,000
	1ヘクタール以上		2,700	
開発登録簿の写しの交付(1枚につき)				470

【減免基準】

- (1) 市長が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地に関して、その災害が発生した日から6月以内に都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請をした場合
開発許可申請(法第29条)に係る手数料について免除
- (2) その他、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額の減額又は免除

租税特別措置法に基づく事務に係る手数料

(単位 円)

造成宅地の面積	手数料	
	小田原市	南足柄市
0.1ヘクタール未満	86,000	86,000
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000	※その他の面積は 神奈川県が実施
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000	
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	260,000	
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	390,000	
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	510,000	
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	660,000	
10ヘクタール以上	870,000	

宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料(宅地造成工事許可申請)

(単位 円)

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
5 0 0 m ² 以内	1 2, 0 0 0
5 0 0 m ² を超え 1, 0 0 0 m ² 以内	2 1, 0 0 0
1, 0 0 0 m ² を超え 2, 0 0 0 m ² 以内	3 1, 0 0 0
2, 0 0 0 m ² を超え 5, 0 0 0 m ² 以内	4 7, 0 0 0
5, 0 0 0 m ² を超え 1 0, 0 0 0 m ² 以内	6 7, 0 0 0
1 0, 0 0 0 m ² を超え 2 0, 0 0 0 m ² 以内	1 1 0, 0 0 0
2 0, 0 0 0 m ² を超え 4 0, 0 0 0 m ² 以内	1 7 0, 0 0 0
4 0, 0 0 0 m ² を超え 7 0, 0 0 0 m ² 以内	2 5 0, 0 0 0
7 0, 0 0 0 m ² を超え 1 0 0, 0 0 0 m ² 以内	3 4 0, 0 0 0
1 0 0, 0 0 0 m ² を超える	4 2 0, 0 0 0

※宅地造成に関する工事の変更許可申請(法第12条第1項)

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額(その額が42万円を超えるときは42万円)

(ア) イのみに該当する変更以外の変更の審査

切土又は盛土をする土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積)に応じ、上表に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土地の切土又は盛土をする土地の部分への編入に係る変更の審査

新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ、上表に規定する額

【減免基準】

- (1) 市長が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地に関して、その災害が発生した日から6月以内に宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請をした場合 免除
- (2) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づく公営住宅又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の規定に基づく改良住宅を建設する場合 手数料の額の5分の1の額の減額
- (3) その他、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額の減額又は免除

給水装置工事に係る設計審査手数料

○小田原市

区分		金額（1件につき）
新設工事		19,000円
改造工事（メーターの口径を変更する場合に限る。）		19,000円
増設工事（排水設備工事を含む。）		12,000円。ただし、軽微な増設工事及び排水設備工事にあつては、2,000円
分譲管工事	口径40ミリメートル以下	12,000円
	口径50ミリメートル	20,000円
	口径75ミリメートル以上	30,000円
貯水槽 （全容量）	5立方メートルを超え20立方メートル以下	20,000円
	20立方メートルを超えるもの	30,000円
子メーター	10個以下	13,000円
	11個以上50個以下	25,000円
	51個以上	37,000円

備考

- 1 新設工事を行い、貯水槽及び子メーターを設置する場合には、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに貯水槽の項に規定する金額の2分の1に相当する金額の合計額とする。
- 2 新設工事を行い、貯水槽を設置する場合は、新設工事の項及び貯水槽の項に規定する金額の合計額とする。
- 3 分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。
- 4 貯水槽改造のみの場合は、貯水槽の項及び増設工事の項に規定する金額の合計額とする。
- 5 子メーターのみの増設工事の場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。

【貯水槽方式に係る設計審査手数料 早見表】

1 貯水槽方式水道工事（備考1及び2に該当）

工事 番号	新設工事	貯水槽の規模			子メーターの個数				金額
		5m ³ 未満	5～20m ³ 以下	20m ³ 超	無	10個以下	11～50 個以下	51個以上	
1	19,000	0			0				19,000
2	19,000	0				13,000			32,000
3	19,000	0					25,000		44,000
4	19,000	0						37,000	56,000
5	19,000		20,000		0				39,000
6	19,000		10,000			13,000			42,000
7	19,000		10,000				25,000		54,000
8	19,000		10,000					37,000	66,000
9	19,000			30,000	0				49,000
10	19,000			15,000		13,000			47,000
11	19,000			15,000			25,000		59,000
12	19,000			15,000				37,000	71,000

2 貯水槽規模変更工事（備考4に該当）

工事 番号	増設工事	貯水槽の規模			子メーターの個数				金額
		5m ³ 未満	5～20m ³ 以下	20m ³ 超	無	10個以下	11～50 個以下	51個以上	
13	12,000	0			0				12,000
14	12,000		20,000		0				32,000
15	12,000			30,000	0				42,000

3 子メーター追加工事（備考5に該当）

工事 番号	増設工事	貯水槽の規模			子メーターの個数				金額
		5m ³ 未満	5～20m ³ 以下	20m ³ 超	無	10個以下	11～50 個以下	51個以上	
17						13,000			13,000
18							25,000		25,000
19								37,000	37,000